屋外広告物表示等禁止地域等の指定

平成８年４月１日
告示第１５６号

改正　平成１９年　３月３１日（平成１９年宇都宮市告示第１３５号）
平成２０年　７月　１日（平成２０年宇都宮市告示第３１２号）
令和　３年　７月　１日（令和　２年宇都宮市告示第１１９号）
令和　５年　４月　１日（令和　５年宇都宮市告示第１２０－２５号）
令和　５年　８月２５日（令和　５年宇都宮市告示第２７４－２号）

宇都宮市屋外広告物条例（平成７年宇都宮市条例第４９号。以下「条例」という。）第３条から第５条までの規定による市長の指定する区間，区域，物件，場所及び施設を次のとおりとし，条例第１２条の規定により告示する。

第１　条例第３条第１項第１号の規定による市長の指定する区域

１　第１種低層住居専用地域，第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域のうち，次の地域以外とする。

⑴　上戸祭町，中戸祭町，戸祭台，戸祭町，長岡町，富士見が丘１丁目，富士見が丘２丁目，富士見が丘３丁目，富士見が丘４丁目，山本１丁目，山本２丁目，山本３丁目，山本町，八幡台及び上大曽町の各区域の第１種低層住居専用地域

⑵　市道８００号線以西の鶴田町及び砥上町の各区域の第１種低層住居専用地域

⑶　市道１０２０号線以南の緑１丁目，緑２丁目，緑３丁目，緑４丁目，緑５丁目，江曽島５丁目，今宮１丁目，今宮２丁目，今宮３丁目，今宮４丁目，西川田１丁目及び西川田３丁目の第２種中高層住居専用地域

第２　条例第３条第１項第８号の規定による市長の指定する区間

１　高速自動車国道東北縦貫自動車道のうち，飯田町地内鹿沼市境から上小倉町地内さくら市境に達するまでの道路

２　高速自動車国道北関東自動車道のうち，茂原町地内下野市境から砂田町地内上三川町境に達するまでの道路

３　県道宇都宮向田線のうち，起点から塙田１丁目１番２０号地先県庁正門前交差点に達するまでの区間及び昭和１丁目１番２１号地先交差点から塙田１丁目１番２０号地先県庁正門前交差点を経由し塙田１丁目３番１９号地先交差点に達するまでの区間

４　一般国道１１９号のうち，徳次郎町３８７６番地４地先から石那田町地内日光市境に達するまでの道路

５　一般国道１１９号のうち，県道宇都宮・亀和田・栃木線との交差点から上小池町地内日光市境に達するまでの道路

第３　条例第３条第１項第９号の規定による市長の指定する区域

１　道路から展望することができる地域で，市長の指定する区域は，次の道路から展望することができる範囲内の地域とする。ただし，家屋連続区域（家屋が３０戸以上連続して存在する区域をいう。）を除く。

⑴　高速自動車国道東北縦貫自動車道のうち，飯田町地内鹿沼市境から上小倉町地内さくら市境に達するまでの道路

⑵　高速自動車国道北関東自動車道のうち，茂原町地内下野市境から砂田町地内上三川町境に達するまでの道路

⑶　一般国道１１９号のうち，徳次郎町３８７６番地４地先から石那田町地内日光市境に達するまでの道路

⑷　一般国道１１９号のうち，市道１１２９号線との交差点から上小池町地内日光市境に達するまでの道路

⑸　一般国道１２１号のうち，一般国道４号との交差点から県道宇都宮栃木線との交差点に達するまでの道路

⑹　市道１４３６号線のうち，市道１４３５号線との交差点から市道１４９１号線との交差点に達するまでの道路

⑺　市道６４１３号線のうち，右岸幹線水路との交差部から市道１４３６号線との交差点に達するまでの道路

第４　条例第３条第１項第１１号の規定による市長の指定する区域

１　公共用広場の区域

⑴　東日本旅客鉄道宇都宮駅西口駅前広場の区域

⑵　東日本旅客鉄道宇都宮駅東口駅前広場の区域

第５　条例第３条第２項第６号の規定による市長の指定する物件

１　電柱，街灯柱，その他電柱の類のうち第２及び第３に掲げる道路及びその路傍にあるもの

第６　条例第４条第６項の規定による市長の指定する公益上必要な施設又は物件

１　国又は地方公共団体が設置し，又は管理する案内板，掲示板，停留場，官公署，公園その他これらに類するもの

２　国又は地方公共団体がその組織に加わっている団体が設置し，又は管理する案内板，掲示板その他これらに類するもの

第７　条例第５条第１項の規定による市長の指定する場所又は施設

１　日光街道地区

　一般国道１１９号のうち，県道宇都宮・亀和田・栃木線との交差点から上小池町地内日光市境に達するまでの道路

２　車両又は船舶等

　自動車，鉄道車両又は軌道車両